

各植物防疫(事務)所長 殿

消費・安全局長

アメリカ合衆国産せいようすももの生果実に関する植物検疫実施細則及びアメリカ
合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則の一部改正について

今般、「アメリカ合衆国産せいようすももの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成13年3月27日付け12生産第1143号生産局長通知）及び「アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和63年6月17日付け63農蚕第3712号農蚕園芸局長通知）の一部を別紙のとおり改正したので、了知の上、遺憾のないようにされたい。

別紙1「アメリカ合衆国産せいようすももの生果実に関する植物検疫実施細則」（平成13年3月27日 12生産第1143号 生産局長通知）新旧対照表

改正後	現行
3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) (略) (2) (略) (3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密度の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 <u>ただし、当該施設がせいようすももの輸出シーズン前に、日本向けのさくらんぼ又はネクタリン生果実のくん蒸施設として使用されたものである場合は、気密性の確認を省略することができるものとする。</u> ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。 イ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱2.5ミリメートルに上げ、2.5ミリメートルに下がるまでの時間が60秒以上であることをもって行うこと。 ウ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下がるまでの時間が22秒以上であることをもって行うこと。	3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) (略) (2) (略) (3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密度の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。 イ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱2.5ミリメートルに上げ、2.5ミリメートルに下がるまでの時間が60秒以上であることをもって行うこと。 ウ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下がるまでの時間が22秒以上であることをもって行うこと。

別紙2「アメリカ合衆国産ネクタリン生果実に関する植物検疫実施細則」（昭和63年6月17日 63農蚕第3712号 農蚕園芸局長通知）新旧対照表

改正後	現行
3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) (略) (2) (略) (3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密度の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 <u>ただし、当該施設がネクタリンの輸出シーズン前に、日本向けのさくらんぼ又はせいようすももの生果実のくん蒸施設として使用されたものである場合は、気密性の確認を省略することができるものとする。</u> ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。 イ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱2.5ミリメートルに上げ、2.5ミリメートルに下がるまでの時間が60秒以上	3 くん蒸施設及びこん包場所の調査 (1) (略) (2) (略) (3) (1)の調査において、くん蒸施設の気密度の確認は、次のいずれかの方法により行うものとする。 ア 当該施設の内容積1立方メートル当たり臭化メチル10グラムを使用して空くん蒸を行い、48時間後における施設内空間の上、中、下3点のガス濃度を測定し、その測定値が使用量の70パーセント以上であることをもって行うこと。 イ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱2.5ミリメートルに上げ、2.5ミリメートルに下がるまでの時間が60秒以上

に上げ、2.5ミリメートルに下がるまでの時間が60秒以上であることをもって行うこと。
ウ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下がるまでの時間が22秒以上であることをもって行うこと。

であることをもって行うこと。
ウ 当該施設の内部の圧力をケロシン液柱50ミリメートルに上げ、5ミリメートルに下がるまでの時間が22秒以上であることをもって行うこと。